

脱水ケーキの販売について

企業団が所管する第1浄水場（上越市岩木）、第2浄水場（上越市柿崎区上中山）において、浄水処理過程から発生した脱水ケーキを販売しています。

脱水ケーキとは

水道水となる原水には、たくさんの泥、微細な石などの不純物が含まれています。浄水処理過程において、凝集沈殿した浄水汚泥を機械脱水して、不純物の固まりにしたものを脱水ケーキと呼んでいます。

また、有害物質が含まれていないことを年1回分析試験を実施し、安全性の確認をしており、田畑の客土等に利用することができます。

肥料分はあまり含まれていません

販売価格

運搬・・・1t当たり 105円（税込）

引取り・・・1t当たり 26円（税込）

なお、1回の販売数量は4t程度となります。

（参考）肥料成分	
含水率 70～80%	pH 7.0
全窒素 0.5%未満	リン酸 0.2%
カリウム 0.5%	カルシウム 0.2%

購入方法等

1. 購入ご希望の方は、「浄水場脱水ケーキ利用案内」及び「浄水場脱水ケーキのリサイクルに関する要綱」をご確認の上、購入申込書に必要事項を記入し申込をしてください。販売は申込順となります。

[浄水場脱水ケーキ利用案内](#)

[浄水場脱水ケーキのリサイクルに関する要綱](#)

[浄水場脱水ケーキ購入申込書](#)

2. 申込書内容の確認後、運搬・搬出場所の確認をさせていただきますので、立会をお願いいたします。なお、運搬が必要な場合は、4t車で運搬となります。申込者が引取りの場合は積込みの都合上、4t車程度でお願いします。詳細はお問い合わせください。
3. 全ての確認が終わりましたら、在庫状況に応じ順次販売させていただきます。その際、納品書にて販売数量等を確認いただき、受領書を提出ください。
4. 販売料金の請求は年度末に一括し送付いたしますので、所定の口座に納付いただきますようお願い申し上げます。なお、納付手数料については申込者によりご負担をお願いします。

販売量に制限はありませんが、申込、在庫及び搬出場所等の状況により場合によってはご希望に沿えないことがありますのでご了承ください。

浄水場脱水ケーキ利用案内

この案内は、上越地域水道用水供給企業団第1浄水場並びに第2浄水場において、浄水処理過程から発生した脱水ケーキの利用に関する事項を記載したものであり、内容を確認のうえ、申込みをしてください。

記

1. 脱水ケーキの品質

水道水の浄水処理過程で機械脱水により生成される副産物です。

含水率は、70～80%の範囲です。

有害な物質が含まれていないことを年1回分析試験を実施し、安全性の確認をしています。

2. 脱水ケーキの申込方法

浄水場脱水ケーキ購入申込書をご利用ください。(様式-1号)

なお、販売は申込順となりますのでご了承ください。

3. 販売価格並びに販売量

利用場所まで運搬の場合は、1t当り105円(4t車1台当り 約420円(税込))

申込者が引き取りの場合は、1t当り 26円(税込)となります。

なお、申込量は1回、4t程度を目安に希望台数を記入してください。

4. 販売範囲

上越市及び妙高市といたします。

(目安は第1浄水場並びに第2浄水場から直線距離で16.5kmまでの範囲)

5. 運搬並びに利用場所確認

運搬が必要な場合は、4t車(積込量約4t)で運搬いたします。

その場合申込みに際し、利用場所並びに付近道路状況について確認させていただき、運搬の可否を判断することになりますが、お断りすることもありますので予めご了承ください。

6. 受領確認と料金納付

搬入時は納品書にて確認を頂き、受領書の提出をお願い致します。

なお、料金納付は年度末一括で請求書により、所定の口座に振込みをお願い致します。

7. その他

上記内容並びにその他ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

連絡先 上越地域水道用水供給企業団

(第1浄水場)水づくり配水課

TEL 522-5411(代表)

FAX 522-5838

浄水場脱水ケーキのリサイクルに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、上越地域水道用水供給企業団第1浄水場並びに、第2浄水場排水処理施設において機械脱水したケーキのリサイクルに関し、必要な事項を定める。

(品質管理)

第2条 企業団では、第1浄水場並びに第2浄水場の脱水ケーキを有償物として積極的にリサイクルするため、各排水処理施設において、次のとおり品質管理を行う。

- (1) 排水処理施設においては、無薬注で機械脱水を行う。
- (2) 脱水後のケーキの含水率は、70～80%の範囲で管理する。
- (3) 脱水ケーキに有害な物質が含まれていないことを確認するため、年1回分析試験を実施するが、原水水質の変化等により分析が必要な場合は、その都度行うこととする。

(申込み)

第3条 脱水ケーキは、希望者からの申込により有償で売却する。(第1号様式 浄水場脱水ケーキ購入申込書)

(売却価格)

第4条 脱水ケーキの売却価格、運搬範囲は次のとおりとする。

- (1) 脱水ケーキの売却価格は、第2条第2項で規定された含水率の状態、利用場所まで運搬した場合は1t当り105円(税込)とし、利用者が引き取りの場合は1t当り26円(税込)とする。
- (2) 上記価格での運搬範囲は、企業団での送水区域(旧9市町村)の直線距離で16.5km以内とし、16.5kmを越える場合は、別途考慮する。

(運搬)

第5条 脱水ケーキの運搬は、浄水場運転管理委託業務に含まれるため委託先で行う。

(ケーキ重量)

第6条 搬出ケーキの重量は、排水処理日報の湿ケーキ重量とする。

(納品及び受領)

第7条 販売先での受領確認は、納品書並びに受領書により行う。(第2号様式 納品書、第3号様式 受領書)

(請求)

第8条 請求手続きは年1回とし、年度末集計を基に請求するものとする。(第4号様式 請求書(兼振込依頼書))

(支払い)

第9条 支払いは、指定口座振込みとし、振込み手数料は申込者の負担とする。

附 則

この要綱は、平成20年9月1日から実施する。

浄水場脱水ケーキ購入申込書

平成 年 月 日

上越地域水道用水供給企業団
事務局 長 様

住 所 _____
氏 名 _____ 印
電話番号 _____

私は、貴企業団浄水場において処理された脱水ケーキを、下記の目的で利用したいので販売くださるよう申し込ます。

	申 込 数 量	台
	利 用 場 所	田 ・ 畑 ・ その他（ ）
	利 用 目 的	客 土 ・ その他（ ）
	利 用 時 期	通年可能 ・ 冬期間除く
	備 考	

処 理 欄	利用場所確認月日	月 日
	確 認 者	
	搬 出 可 否	可 ・ 否
	備 考	搬出距離 Km

決 裁 欄	水づくり配水課	同副課長	係長	係

注) 印以外についてご記入ください。

第2号様式(第7条関係)

納品書

No. _____

平成 年 月 日

様

上越地域水道用水供給企業団

TEL025(522)5411(代)

下記の通り納品致しましたのでご査収ください。

品名	数量	単位	単価	金額	備考
計					

第3号様式(第7条関係)

受領書

No. _____

平成 年 月 日

上越地域水道用水供給企業団 様

品名	数量	単位	単価	金額	備考
計					

上記の通り受領しました。

平成 年 月 日

第4号様式（第8条関係）

請求書（兼振込依頼書）

様

平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日の譲渡分

品名	数量	単位	単価	金額
振込依頼銀行名			計	
預金種目・口座			消費税	
口座名義			合計	

上記の通り請求します。

平成 年 月 日

請求者（住所）上越市大字岩木 2036 番地

（氏名）上越地域水道用水供給企業団

企業長 村山 秀幸

TEL025(522)5411(代)